平成２８年（フ）第１０９号
兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地２　藤和しらさぎハイタウンＡ―514
債務者　林田　健一
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１２７号
兵庫県姫路市嵐山町23番地１嵐山コーポ1104
債務者　清水千代子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４５号
兵庫県姫路市白浜町寺家１丁目116番地１ル・ソレイユ白浜の宮403、従前の住所兵庫県姫路市兼田37番地４　ＫＴコート205
債務者　田川多鶴子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７８号
長崎県長崎市錦３丁目８番２―202号
債務者　中野絵利子（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木181番地
債務者　築地　章子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第５３号
山形市飯沢767番地５　レオパレス高堂207号
債務者　小林　　信
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで　山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１８７号
大阪府八尾市南木の本５丁目44番地の１コーポ木の本104号
債務者　藤田由美こと　ＣＨＡ　ＥＵＮＪＯＯ　車　　恩珠
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６９号
大阪市大正区鶴町２丁目４番10号
債務者　白川　隆也
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４１号
大阪府大東市朋来２丁目27番803号
債務者　小谷内敦子（旧姓塩田）
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４４号
大阪府豊中市曽根南町１丁目22番８―206号
債務者　市川　光枝
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５２号
大阪府豊中市庄内東町５丁目４番20―101号
債務者　矢野　和子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９号
函館市亀田港町16番22号
債務者　山野　直樹
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第９０号
函館市亀田港町16番22号
債務者　山野　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４１号
長野市大字石渡23番地48
債務者　千野　　聡
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏19番地１45―12
債務者　金井　孝司
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
長野県上高井郡小布施町大字都住416番地の５
債務者　関　ひろ子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
岐阜県大垣市赤坂大門３丁目62番地　パナハイツ102
債務者　村井　義夫
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係